

平成30年度第2回  
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：平成30年10月23日（火）午前10時開会  
場 所：わくわくホリデーホール 2階 第1会議室

## ■ もくじ ■

1	開会	3
2	報告事項	3
	(1) 景観重要建造物等の被災状況について	
3	議事事項	9
	(1) 活用促進景観資源の登録に係る専門部会の設置と制度の周知について	
	(2) 札幌景観資産について（非公開）	
4	閉会	20

## 平成30年度第2回札幌市景観審議会

- 1 日 時 平成30年10月23日（火）10時00分～12時00分
- 2 場 所 わくわくホリデーホール 2階 第1会議室
- 3 出席者 委 員：西山徳明会長はじめ11名（巻末参照）  
札幌市：まちづくり政策局都市計画部長  
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長  
まちづくり政策局都市部地域計画課景観係長  
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 報告事項  
（1）景観重要建造物等の被災状況について
- 5 議事事項  
（1）活用促進景観資源の登録に係る専門部会の設置と制度の周知について  
（2）札幌景観資産について（非公開）

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、委員14名中、11名の方がおそろいでございます。

札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成30年度第2回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。

報告事項に入るまでの進行役をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配布資料1「会議次第」、配布資料2「座席表」、配布資料3「札幌市景観審議会委員名簿」、議事資料としまして、「活用促進景観資源の登録に係る専門部会の設置と制度の周知について」、以上でございますが、不足のものなどはございませんでしょうか。

なお、配布資料1の「会議次第」中、議事事項（2）札幌景観資産については、非公開にて審議いただきますようお願いいたします。

次に、連絡事項ですが、山本委員、吉田委員につきましては欠席する旨の、松田委員につきましては遅参する旨のご連絡が入っております。

また、大変申しわけございませんが、都市計画部長の阿部は、次の公務の都合から、途中で退席をさせていただきます。

それでは、この後、報告事項に入りますが、その後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますようお願いいたします。

これ以降の進行につきましては、西山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2. 報告事項

○西山会長 おはようございます。

季節の変わり目で、紅葉がそろそろ美しくなってきたかなと思い、楽しみにしております。

本日は、非常に重要な内容を伴う議事と報告内容がございますので、早速、まずは報告事項に移りたいと思います。

報告事項（1）景観重要建造物等の被災状況についてです。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の菅原です。

報告事項（1）の景観重要建造物等の被災状況について、私から報告させていただきます。

す。

この報告事項ですが、先日、9月5日に発災しました台風21号、その翌日の9月6日に発災しました北海道胆振東部地震、この二つの災害での景観重要建造物等の被災状況について報告をするものです。

まずは、現在、札幌市では、景観法に基づく景観重要建造物を2件指定しております。そして、札幌市景観条例に基づく札幌景観資産として26件、うち樹木が1件、指定されているところです。

今回の被災に際しまして、発災翌週の9月10日月曜日に、全所有者にヒアリングを行いました。

そのヒアリングを受けて、詳細調査をした上で、追加連絡をいただけますかということで所有者の方をお願いをしまして、そこからの追加連絡を受けた内容について、10月5日までに職員が全て現地確認を行っております。

その確認の結果、被災件数として、札幌景観資産で6件の被災を確認しております。

これが被害を確認した一覧となります。

指定番号2番、旧北星女学校宣教師館、中央区南4条西17丁目にあります。外壁の一部に亀裂を確認しております。

指定番号8番、八紘学園栗林記念館、豊平区月寒東1条12丁目、煙突の落下と屋根の一部に亀裂を確認しております。

指定番号9番、八紘学園資料館、豊平区月寒東1条13丁目、サイロの詰め込み口上部の外装材が剥離していることを確認しております。

指定番号16番、旧沼田家りんご倉庫、豊平区西岡4条10丁目、外壁のれんがに亀裂や落下を確認しております。

指定番号18番、北海湯、東区北7条東3丁目、煙突のモルタルの剥がれ、落下ですとか、外壁れんがの亀裂、落下を確認しました。

最後に、指定番号20番、エドウィン・ダン記念館、南区真駒内泉町1丁目、煙突に一部の損傷を確認しております。

次からは、写真で詳細をご説明いたします。

これが、旧北星女学校宣教師館ですが、主に1階部分の外壁にこういった形で亀裂が入っております。これは、何箇所か撮って、その一部なのですが、複数箇所の亀裂を確認しております。

次に、八紘学園栗林記念館ですが、こういった状態で、煙突がそのまま落下をしまして、今はブルーシートで養生している状態なのですが、その煙突が落ちていったところだと思われるのですが、屋根への亀裂や剥離が確認できました。

次に、八紘学園資料館のサイロです。詰め込み口の上部分が、これは上空から撮った写真なのですが、外装材が剥離してしまっている状況がわかります。

次に、旧沼田家りんご倉庫です。ここに、れんがが落下したのが確認できます。あとは、

壁面に大きな亀裂がありまして、室内から見ると、光が入ってくるような状況です。ほかにも、外壁への亀裂が何箇所も確認できています。

北海湯ですが、こちらも煙突のモルタルが剝離して落下をしております。ちょっと見づらいのですが、ここにれんがが落下した跡があります。また、目地が壊れて、れんがが少し浮いているというか、落下しそうな状況になっているところも確認しております。

最後に、エドウィン・ダン記念館ですが、正面の左右に煙突があったのですが、それが落下したということで、落下したれんがは、全て集めてありましたが、今は養生をした状態で置いてあるということです。

被災状況についての報告は、以上になります。

○西山会長 ありがとうございます。

これに対して、これからどんなふうに行政的にというか、支援ができるかということは、少し追加でご説明いただけますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、所有者の方と詳細は協議をしているところですけれども、景観の施策として、景観重要建造物等助成金という制度がありまして、これは札幌景観資産にも適用できるという助成金になっております。そういったものを活用して、今後、改修なり修繕を行っていくことになろうかと思えます。

ただ、所有者あつてのものでありますので、その辺の時期などは、今後、詳細を詰めていく段階になっております。

○西山会長 ありがとうございます。

今のご説明ですけれども、景観重要建造物が2件、札幌景観資産が26件ということで、そのうち、2件の景観重要建造物については、景観重要建造物等助成金という予算が毎年確保されており、それは札幌景観資産にも使えるということです。重要建造物等と「等」がついているので、両方に使えるということで、今回ご説明いただいたものに対して、施主と協議をした上で、一定程度の必要な内容については助成することが可能であるということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そのとおりです。

○西山会長 そういうこともあるということを含めた上で、今のご説明についてご質問等がありますか。

○石塚委員 こういう景観資源については、札幌の中でも、特に歴史資源を中心に残されているものの数が少ない状況の中で、大切な資源ですから、これをどういう形で保全していくかということは大事な話になると思えます。特に、災害に対して保全をしていくという面においては、発災後に対応をとる以外に、そもそもそういう建造物が災害時にどの程度の損傷を起こす可能性があるということをあらかじめ診断して、それに対して予防的措置をとることも場合によっては必要になる可能性もあると思えます。重要な建造物については、耐震補強をしていくという取り組みも全国的に行われておりますけれども、景観資

産レベルで、そこまでお金を投入するかどうかという政策的判断はありますが、そういう予防的措置に関しても少しご配慮いただけると、貴重な資産ですので、よろしいと感じました。

○西山会長 ありがとうございます。

全くそのとおりだと思いますが、文化財の国宝や重要文化財もあって、登録文化財があり、一方で、こういう各自治体の景観資源としての資産もあるということで、そういうものに対して、公開する場合の安全確保のための耐震補強もあるし、価値そのものを守るための予防的措置とか、いろいろな段階のいろいろな見方がある中で、今回、台風にしても、こんな大きな地震にしても、札幌かいわいでは余り想定せずに済んでいたものが、立て続けにきたわけです。今の被害状況を見ても、これは風のせいだな、これは地震だなというものもありますけれども、どちらかわからないようなものもある状況です。ですから、今、まさに石塚委員がおっしゃったように、きちんと予防的に見るべきものは何なのかということをもまず議論するということですね。むやみやたらとはできないはずですから、その辺のことは、ぜひ今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○窪田委員 今の予防の対策をするということは、すごい大事だと思って聞いていました。全て予防できるわけではないということも、たくさんあるのでということも現実的にあるだろうと思ったときに、今回、こういう災害があって、そんなに大きな損傷ではなかったかもしれませんが、この後、それぞれ対策等をとっていくことが事例になって、こういったものを大事にしていこうということを考えるときに、事前に対策ができなくても、何かあったときには、こういうことが事例としてあって、情報としてあれば、こういうものを守っていく人たちにとって、すごくいい情報になるのではないかと感じたので、その辺を蓄積して情報発信いただけたらと思いました。

○西山会長 窪田委員のご意見も大事だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

私も、事前に事務局から説明を受けたときに、景観重要建造物等の助成のお金があるということは、これを機会に、そういうお金を積極的に使い、必要であれば、多少、追加の予算を取ってでも市民にアピールして、札幌市はこういうものを大事にしているのだということをアピールしたら、今度は、うちの建物も景観重要建造物にしてほしいとか、札幌景観資産にしてほしいということも出てくるのではないかと思います。これは一つの運動にもなると思いますし、きょう、この後、話題になります活用促進景観資源を促進していく契機にもなるかもしれません。

今、石塚委員がおっしゃったみたいに、札幌市には、こういう歴史的な資源が少ないとみんな言って諦めているようなところがあるけれども、少ないと言いながら、実はたくさんあるわけです。これだけの歴史がある都市ですからね。そういう意味では、これにどう対応するかということも大事だし、それをある意味でアピールしていくことも大事かなと考えて事務局さんに説明したところもありますので、今の窪田委員の意見と一緒に、災い

を一つの転機として活用していくということも必要かと感じました。

ほかによろしいでしょうか。

○小澤副会長 今の助成金の活用の話ですけれども、拝見する限り、そんなに重篤な被害ではないようにお見受けしました。これは、いわゆる歴史的建造物に入ってくるといいますけれども、そこを修繕されるときに専門的な歴史的建造物の保存に対するアドバイスについてはどうなっているのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 札幌市の景観の施策の中で、景観アドバイザー制度というものがありますので、所有者からそういったアドバイスをいただきたいと求められれば、そういった制度を提案し、活用するということがあります。

○小澤副会長 歴史的建造物の保存、修復になってきますと、文化財課がかなりいろいろ知見を持ってらっしゃると思いますし、そこにいろいろなアドバイザーもくっついていらっしゃると思いますので、そういうところと協力しながらやることも必要ではないかと思っています。こちらの部署だけで閉じてやるのではなくて、その辺の連携もぜひ図っていただければと思っています。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、文化財課とも連携を密にとっていまして、この景観アドバイザー制度を含み、文化財課でもどういったことで活用ができるかという検討をしている最中になりますので、今後は、そういった視点を持ってやっていきたいと思っています。

○石塚委員 そういう支援のあり方についてですが、景観整備機構として指定されました建築士会の役割とか、全国的にヘリテージマネージャーの養成ということで、人材育成も進んでいますので、そういう既にあるものの活用という面で、もっと幅広くご検討いただければと思います。

また、資金的な面についても、先ほど、ムーブメントにされる必要があるのではないかと、単に行政の中で閉じるのではなく、市民を巻き込んで、こういう資産の価値を再認識したり、それを大切に作る取り組みを広げていくという話がありました。こういう資産にとっては、まさにその点が非常に重要な取り組みになると思うのですが、財政的、資金的なことでお話をすると、さぼ一とほっと基金を活用して、それに建造物、資産の保全という枠組みを特別に設けることで、そこに、建設関係、建築士関係、さまざまな分野の方々の寄附のご意思を集めるということで、かなり効果は期待できるのではないかと感じています。

そこら辺も、他部局ではありますけれども、連携してお考えになられるといいのかなと思っています。

○西山会長 さぼ一とほっと基金というのが、既に市のほうで取り組まれているものがあるということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうです。

○石塚委員 年間1億円以上のお金が市民あるいは企業から寄附されて、それが地域活動に還元されているという取り組みですので、ぜひ活用できればと思います。

○西山会長 どうもありがとうございました。

先ほど小澤副会長のお話にもありましたが、施主から要望があればということもありますけれども、ある意味、今回のように、一時期に起きたことでもあるので、むしろ、そういうアドバイザーを積極的に派遣していくということですね。余り迷惑がられても困りますけれども、その辺も、ぜひ受け身にならずにということかと思います。

それから、その辺の一連の動きが一まとまりとして報道できるようであれば、今回の災害でこういう被害が出て、それに対してこういう対応が行われているということが、むしろこういう資源があるのだということのアピールにもなると思いましたので、景観行政としてもそういうことができると思いました。

文化財課との連携というのは、既に、前回の小澤副会長のご発言を受けて、事務局も随分と積極的に動いておられるようですので、ますます進めていただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

○早川委員 先ほど、建築士会のお話が出まして、景観整備機構のことと関係するのですが、ヘリテージマネージャーの講座は、今、3期生まで北海道で出ていまして、私も受講しています。これは、実は全国組織になっていまして、特に、兵庫のヘリテージ委員会が、神戸の震災のときの補修に関してたくさんの手法や情報を持っていますので、士会を通じてでも、ヘリテージマネージャーの組織を通じてでも、よい情報があるのではないかと思います。ぜひご活用していただければと思います。よろしく願いいたします。

○西山会長 よろしく願いいたします。

ほかにかがですか。

○森川委員 歴史的建造物が被害を受けて修復していくときに、もとのまま復元するか、そうでなく直すか、例えば、八紘学園の煙突をそのまま復元するとなると、少し費用がかかってきてしまうと思うので、屋根だけを修理するほうが安くなるというような場合があるのだらうと思います。

きょうの活用の話に続いていくのですけれども、活用していくというときに、もとのままの形をそのまま維持していくのか、少し直しながら、変えながら、面影を残すような形で活用していくのかという話が必ず出てくると思うので、こういう貴重なものを、もとのものをきちんと記録して、その記録だけは、まず残しておくということですね。その上で、屋根はどうしても直さなければならないので復元できないという場合は、2本煙突が1本煙突になってしまうかもしれませんが、もともとは2本だったということを伝えると同時に、1本で面影を残していくということも考えていかなければいけないと思います。もとの記録を残すということと、どう復元していくかということは、他部局とも連絡をとった上での検討をしていくことが必要になると思います。

○西山会長 先ほど私が申し上げたように、国宝、重要文化財からいろいろな段階があって、ただ上か下かという問題ではなくて、活用することで残していくということが今の時代はすごく重要視されています。そういう意味で、一つは、活用を考えて、余りがちがち

の文化財的な考え方を押しつけたら、結果として、物を失っていくことにつながります。それが森川委員からの一つのご指摘です。

もう一つは、とはいえ、大切な価値を記録として残すということです。場合によっては、材料、ちょうどいい絵が写っていますけれども、こういう材料そのものをどこかの片隅にでもきちっと保存しておいて、また何かあるときにはそれを使って復元するというようなこともできると思いますので、そういう意味での幅の広い意味での記録と抱き合わせて、ただ、記録をすれば変えていいのだというふうにならないようにということです。その辺は、アドバイザーの方とか、経験のある方とか、専門性のある方と施主さんの予算とか、行政側の補助の予算とか、全ての兼ね合いになってくると思います。ただ、考え方の基本として、今の森川委員のご意見は記録にとどめておいていただきたいと思います。

それでは、この案件に関しては、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○西山会長 ありがとうございます。

### 3. 議事事項

○西山会長 では、続きまして、議事事項に移らせていただきます。

議事事項(1)は、活用促進景観資源の登録に係る専門部会の設置と制度の周知についてです。

前回の審議会では、専門部会を設置することについて整理されましたが、今回は、専門部会を組織するに当たり、専門部会の委員の指名もあわせて行いたいと考えております。

前回の審議会の記憶を呼び起こすと、活用促進景観資源というのは、今まさに被災状況の話をしましたけれども、新たな枠組みとして、より活用に視点を置いた、しかし、市民にとって大切な景観の資源となるものを、必ずしも歴史的な価値だけにとどまらず、さまざまな視点から拾い上げて、活用促進景観資源にしようという話を前回議論したのを皆さんご記憶だと思います。その中で、これを運用していくために、常にこの審議会は開けないので、この審議会の構成メンバー等を含む専門部会を設置するということが大筋において了解をいただいたところですが、早速、これを今年度中に動かせる形にするためにということで、きょうは、専門部会にどういう機能、役割を持ってもらうかということや、全体の流れ等を改めて事務局で整理していただいていますので、それをまずは理解した上で、専門部会の専門委員を指名させていただくということしたいと思います。

そこで、進め方ですけれども、専門部会がどのような位置づけであったか、おさらいの意味も含めて、まず、事務局からこの議事事項の説明を受けた後に、自分になるのか、ならないのかという曖昧な状況で説明を受けるよりも、これは会長指名ということで、私は素案を考えておりますので、まず、部会の委員を決めさせていただいてから、全体で議事について意見聴取をさせていただきたいと思うのですが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○西山会長 それではまず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 議事事項（1）活用促進景観資源の登録に係る専門部会の設置と制度の周知についてご説明いたします。

まず、専門部会の設置についてのご説明をいたします。

活用促進景観資源の登録の流れということで、前回のおさらいのようになるのですが、大まかな流れということでご説明いたします。

まずは、事務局、札幌市として、資源を一元的に把握して情報の整理をしていきたいと考えております。その資源ですが、まずは、市民の皆様方からの登録の提案によるものと、札幌市としてこれまで把握しているもの、例えば、都市景観賞や「好きです。さっぽろ（個人的に。）」との連携というところで把握をしている景観資源を一元的に情報として把握しまして、登録の審査となります。事務局の札幌市が審査を行いまして、登録要件に照らして、登録が妥当であると認められるものを登録候補とさせていただきます。

次に、専門部会への意見聴取となります。事務局が審査をした登録候補について意見をお伺いする機関として専門部会を設置したいということを前回の審議会でお話しさせていただきました。

そこから、所有者同意の取得、登録、公開ということで、専門部会での意見を審査に反映しまして、登録が妥当であると認められるものについて所有者同意を取得し、登録、公開をします。ここまでは、タイムリーに同意を得られたものから登録、公開をしていく流れとなります。最後に、直近の景観審議会への報告という形で進めてまいりたいと考えております。

次に、専門部会の組織等となります。

設置の根拠ですが、前回もお示ししましたが、札幌市景観条例第41条の2第3項、「活用促進景観資源を登録しようとするときは、札幌市景観審議会に意見を聞くことができる。」札幌市景観条例第45条第9項、「特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。」この内容により専門部会を設置したいと考えております。

組織ですが、専門的知見、ここでは景観、まちづくり、建築等ということで書かせていただいております。及び、市民の視点を登録の審査に反映させることを考慮し、部会長を含む5名の部会委員により専門部会を構成したいと考えております。

次に、実施方法ですが、専門部会は、事務局から、まずは登録候補の情報について説明を行わせていただきたいと考えております。その説明を行った後、質疑及び意見聴取を行います。専門部会は非公開により実施することを想定しております。

こういった内容で専門部会を設置したいと考えておまして、その登録に係る流れの詳細を改めてご説明いたします。

事務局で登録、審査を行った登録候補について、専門部会で登録候補に関する意見の聴

取を行います。そこでいただいた意見について、意見の反映となっておりますが、これは、例えばホームページで公開する資料などに反映するということを想定しております。ただ、専門部会で、まだ調査が足りないのではないかとというような慎重な意見が出ることも想定されますので、そういった場合には、一度、事務局でそのご意見を預からせていただきまして、情報の再整理を行うなど、必要な措置を講じていくという流れを想定しております。

登録にかなうと事務局で判断したものについては、所有者の登録同意を得ていくこととなります。ここでは、登録同意書という様式がございますので、そういった様式でのやりとりをさせていただくこととなります。

次に、その同意をいただいたものについては、登録通知書を発行しまして、資源所有者がその通知を受け取った時点で情報公開という流れになりまして、市のホームページで先行して公開していくことを想定しております。

最後に、直近の景観審議会での登録、報告という流れで考えております。

専門部会の設置に係る詳細な内容は以上となります。

専門部会の委員については、先ほど西山会長からお話がありましたとおり、議事事項の説明終了後にご選任いただきたいと考えております。

引き続きまして、制度の周知方針についてご説明いたします。

まず、活用促進景観資源自体は、まだ制度の知名度が非常に低いため、これを今後どのようにしていくか、効果的な周知のためにどのような事を想定しているかについてご説明いたします。

まずは、ベースの周知ということで、基本的な周知という意味ですけれども、市のホームページでの公開、広報さっぽろ、パンフレットの配架による周知ということは引き続きやっていこうと考えております。そしてプラスの周知ということで、詳細は現在検討中ですが、一例として、例えば、市民協働での取り組み、市民の皆様方と一緒に景観資源の掘り起こしを行うとか、メディアの活用をしていく、イベントの開催をしていくなどということを考えています。

また、他の景観施策である普及啓発事業や景観まちづくりの推進、文化財や観光関連の施策との連携を考えております。

さらに、これらの情報の利活用をより積極的に進めていくためのオープンデータ化もあわせて考えております。こういった周知をしていくことで知名度を向上させまして、市民の皆様方からの幅広い登録提案とか活用の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、前回の審議会でご意見をいただいた、愛称があったほうがいいのかということで検討をした内容についてご説明いたします。

スクリーン表示のとおり、「みつけた！さっぽろのいいところ。景観の種プロジェクト」としてあります。活用促進景観資源を景観の種としまして、活用を通じて大きく育てていくというようなイメージを込めて、こういった愛称にさせていただいております。

ここに、一例として絵を表示しておりまして、実際のロゴデザイン等は、外部への協力

依頼なども含めて、今、検討中ということで進めております。実際の周知が始まったときには、正式なロゴデザインで進めていくことを想定しております。

最後に、スケジュールについてご説明いたします。

前回の景観審議会でもお示した内容とほぼ変わっていないのですが、今後、本日の議事事項として、審議会の中で専門部会について了承を得られたら、その後、年内、または年明けぐらいになると思っているのですけれども、専門部会を設置させていただきまして、まずは、初回の登録候補のご意見を聴取したいと考えております。その後、事務局で登録同意の取得を行いまして、順次、登録、公開を進めるということを想定しております。

本格的な周知は、次年度の当初からを想定しております。

以上、議事事項についての説明を終わります。

○西山会長 ありがとうございます。

すぐにご質問等もあるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、まず、ご意見やご質問をいただく前に、専門部会の委員の指名をさせていただきたいと思えます。

部会委員の指名については、条例規則上、会長指名となりますが、まず、事務局から、部会委員指名に当たって参考となるお考えや候補者についての考えがあれば、お聞きした上で指名させていただきたいと思えます。

今、席上に配付させていただいておりますが、どういう考え方で示させていただくかということについて、ご説明をお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、今、西山会長からお話がありましたとおり、委員の選任方法としては、景観条例の施行規則第26条第1項により、会長の指名する委員をもって組織することとなっておりますが、今回、潜越ではありますが、今お配りした事務局案の考えを申し上げます。

今回の専門部会は、活用促進景観資源の登録候補の意見の聴取を目的としております。

そこで、まずは専門的な視点でのご意見ということで、景観、地域まちづくりを専門とされている石塚委員、建築計画、環境心理学のご専門である片山委員、建築設計の専門である早川委員をお願いしたいと考えております。

また、市民の視点からのご意見をいただきたいということで、公募委員である田作委員、森川委員、以上5名を候補として事務局としては提案させていただきたいと考えております。

○西山会長 ありがとうございます。

私といたしましては、今の事務局からの考えは妥当と思えますので、案のとおり部会委員として指名させていただきたいのですが、ご了解いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○西山会長 ありがとうございます。

それでは、今ご指名させていただきました委員の皆様、部会での審議をよろしく願います。

では、先ほどの事務局からの説明内容について、改めて、ご質問やご意見をいただければと思います。

最初に私から確認です。

ページ番号で言うと、3ページの上から二つ目、登録審査、事務局（札幌市）が審査し、云々と書いてあって、登録候補とするということです。

何となく、審査というと、もうしてしまうような、結論に近いものを出してしまうような印象があるので、この説明資料だけの話ですけれども、法律上の言葉の使い方がどうか分かりませんが、ここで答えを出すわけではないということですね。案をあくまでもつくるということですね。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そうですね。たくさんある景観資源の中から、活用促進景観資源になり得るものという登録候補を抽出するというのが趣旨です。

○西山会長 もう一つは、この審議会と事務局の関係も一緒なのですから、この審議会そのものは、意見を聴取されるだけであって、我々に議決権や決定権は一切ないわけです。あくまでも、我々は、責任主体である事務局というか、行政、札幌市に対して、アドバイスというか、諮問を受けて答申したりするというものですから、これと同じ関係と考えていいですね。この専門部会は、事務局のほうで検討した案の妥当性をきちっと検証して、必要な方向に導いていくということで、最終的な責任は事務局が負うという形であることを改めて確認させていただきたいと思います。

○岡本委員 まず、どういうものが登録になってくるのか、楽しみです。

そのときに、勘ぐってしまうような言い方になりますが、最初に出てくる登録されたものは、その後に登録したいとか、登録してみたいという意識を高める、もしくは、可能性を知ってもらうということで、できれば、いろいろなジャンルが入っていたほうがいいと思うのです。恣意的にならない程度にいろいろ入ったらうれしいなという思いです。

○西山会長 私も全く同じことを思っていました。最初のもので大事だから、そこで余り重厚長大なものを出してしまうと、あんなものしか出せないのかとなるし、そうかといって、今、岡本委員がおっしゃったように、なかなか難しいところだと思うのですが、これについて何かお考えはありますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 確かに、最初に偏ったものということは考えておりません。今後、周知を始めて、皆さんからどんどん提案をしてもらって、どんなものでも掘り起こしをしていくというのがこの制度の趣旨でもありますので、そういったところは考えながら進めている最中です。

実際に周知のところでもお伝えしましたが、最終的には、札幌市が把握しているものというより、提案をしていただきたい、情報提供をしていただきたいというところにどんどんシフトしていきたいと考えておりますので、そういった視点を持って進めていきたいと考えております。

○西山会長 ぜひ今の視点はよろしく願いいたします。

ほかにかがででしょうか。

○渡部委員 今回のこの試みは、継続的に、件数が集まったら、その時点でまた委員会を開いてというお考えですか。それとも、今回の1回限りですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 当分は、集まり次第、部会を開催させていただくことを想定しておりますが、10年、20年ということではないと思います。それは、今後、進めながら、何がよりよい形なのかというところも含めて、専門部会、または審議会の場で検討していきたいと思います。

○西山会長 今のご質問の意味は、例えば、年に二、三回は登録のプロセスを繰り返していくというような感じなのか、今回1回限りなのかということだと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今年度については1回と考えております。ただ、次年度以降は、事務局の作業のボリュームにもよってくると思っております。ただ、余り少ないと忘れられていくということもあると思いますので、そういったところは十分に検討しながらということになります。

○西山会長 年に2回ということはある得そうですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 頑張りたいと思っております。

○西山会長 というイメージだそうです。まだやり始めてみないと、どんな作業量になるのか、どんなものが出てくるのかということもあるでしょうから、余りここで決めてしまわないほうがいいと思います。

ほかにかがででしょうか。

○石塚委員 今回ご提案いただいたのは登録までのプロセスということですが、この活用促進景観資源は、その後の活用ということを含んでの位置づけがあると思うのですが、景観計画の中では、登録の後に位置づけという行為と……。

○西山会長 何ページですか。

○石塚委員 53ページになります。

52ページから活用促進景観資源の解説があって、アからカまでの内容があるのですが、登録に関しては、ア、イ、ウということで、登録された後、活用促進景観資源へ配慮しながら良好な景観形成に努めるというのがエですが、私がお話ししたのはオとカです。位置づけ、周知の方法ということで、これまでの景観資源の調査結果や市民からの意見を踏まえ、位置づけの対象を検討し、同意を得ながら位置づけを公表していくということですが。

この位置づけという行為は、登録の後にどういう形で発生して、どういう意味を持っていくのかということと、最終的な有効な活用方策について検討するというプロセスを制度的にどのように内包しているのかというところが、今までのご説明だとよく理解できていないので、そこをご説明いただけるとありがたいです。

○西山会長 確かにそうですね。この位置づけという言葉はちょっと浮いている感じがします。お願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ここで言われるオ以降に書いてある位置づけは、

活用促進景観資源として登録をしていくと。その登録されたものが活用促進景観資源として位置づけられるということで書いていますと理解しております。

今後、有効な活用方策について検討するということですが、例えば、景観まちづくりの取り組みとの連携の中で、そういったものを地域の良好な景観の一部として捉えるということも出てくると考えております。ただ、これは、今後、有効な活用方法は事務局としてもいろいろと検討していく内容になると思っております。

まずは、制度として登録し、活用促進景観資源として位置づけていくということを、今、進めている最中です。

○事務局（景観係長） 解説が重複してしまうかもしれませんが、活用促進景観資源の52ページの趣旨・目的というところで、活用促進景観資源として位置づけるということの頭出しの表現があって、オではその位置づけについて語っているので、結局、この登録の制度として位置づける中で位置づけの対象を、部会を立ち上げて、ネットワークを軽く選定していくことを考えるというところに至っているのかと思います。

○西山会長 52ページの趣旨・目的の2行目に、市民等に広く周知することに主眼を置いて緩やかに位置づけると書いてあって、この位置づけですね。だから、意味が登録と全く一緒です。位置づけと書いてあるけれども、実は登録と一緒にいいということで、後のほうで位置づけだけが一人歩きしているように見えて、確かにわかりづらいです。

○事務局（景観係長） そうですね。そこだけから読むと、少しわかりづらくなってしまっています。

○西山会長 ここでは、既に景観重要建造物という制度があり、札幌景観資産がある中で、今度、活用促進景観資源はどう違うのかということを行うために、ここに緩やかに位置づけるということを書いたわけですが、そう書いたから、その下には登録という言葉を使っているものの、再びオのあたりで位置づけが出てきているつくりになってしまっているのです。それでも、位置づけるという行為は登録するという行為とほぼ同じということだと思います。

○石塚委員 そういう解釈であれば了解いたしました。

ただ、活用促進景観資源というネーミングとか、先ほどの愛称のロゴについても、景観の種という言い方をしているということは、今後、それをどのように育てていくかということが重要な資源だと読み取れるのではないかと思います。景観資源、景観重要建造物、札幌景観資産などについては、その資産価値があるということでお墨つきを得られる、指定されるということですが、活用促進景観資源というのは、その後の伸びしろ、育て方とペアで価値を認めようというものではないかと理解しています。

そうなったときに、登録の行為自体にどのような形で伸びしろを読み取るのか、あるいは、その伸びしろを伸ばしていくためにどういう取り組みが想定されるのかということまで踏み込んで議論をしないと、適切かどうかということは判断できません。そこら辺と関連して、位置づけというのは、伸びしろの部分に触れた内容なのかと誤解をして、先ほ

どのような指摘をさせていただきましたけれども、いずれにしろ、伸びしろの部分、活用の仕方、育て方というのをどの時点でどういう形で検討し、所有者と緩く合意をしたり市民に向けて公表していくのか、そのプロセスがどの段階でどう組み込まれているのかというところがまだ理解できていないので、補足のご説明があればありがたいです。

○西山会長 これにつきましても、他の自治体の事例では、活用プランを一緒に出してもらって評価しています。まさに、伸びしろをどう生かすか、どう活用していくかということとセットで評価するというをやっている自治体があるので、何かご説明があればお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） まず、ここで言う活用ですけれども、札幌市が活用していくというのもそうですし、皆さんが活用していくということも当然含まれる話だと思いますので、そういったところも踏まえて、専門部会に登録候補の説明をするときには、そういった視点も交えた資料を用意して、お出しをするということをやっていきたくと考えています。

○西山会長 今の石塚委員のご指摘からあぶり出されることとして、市民が提案する場合と、札幌市が把握している場合と、それを活用する主体がはっきりしないものと、所有者はいるけれども、活用の意思までがセットであるわけではないものを扱う場合で違ってくるといえることです。だから、そこを曖昧にせず、しっかり考えていきましょうということだと私は理解させていただきました。

例えば、53ページのエに、ある活用促進景観資源が登録されたら、その周辺環境の景観形成をしっかりと考えるようにしますということを書いています。これは、本人がどう活用するかというよりも、そこに種があることを生かして、周りと一緒に考えてみましょうという話です。そうすると、持ち主がどうしたいということだけではなくて、やっぱりそこを評価する客観的な視点もどこかに入っているということになります。

これは、ここで余り議論を詰めても答えは出ないと思いますけれども、そういう幾つかの多角的な視点がこの取り組みの中にあるということがはっきりと理解されて、運用されていく必要があるということを経験の指摘を受けて感じたところです。

いかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 今後、その部会に、事務局のほうで、その辺をできるだけ類型化なり、説明できる資料をつくって、いかにご提示できるかなというところもあろうかと思うので、それを極力整理して、部会の中で示しながら、場合によっては、やっぱりそのまま指定に登録していいねというものもあれば、今、石塚委員がおっしゃったように、部会の中でそういうものをもうちょっと肉づけすることがあっていいではないかという物件は、いま一度、事務局に戻して、フィードバックする形で整理して、もう一回部会にかけてという作業が発生してくると思っております。

○西山会長 今、話していると、だんだん話が重くなっていくのも問題で、この制度は、軽快に新しい資源を、可能性のあるものを拾い上げていくことも一方で大事なことで、だん

だん重くなっていかないようにしてほしいというのが私のリクエストです。

そういう意味でも、先ほど岡本委員がおっしゃった最初が大事だと思うのです。こんな理由でこういうものを選びましたというのは、ちょっと気合いを入れて、アピール力のあるものです。しかも、重さのないものをぜひお願いしたいですね。

ほかにかがでしょうか。

○田作委員 部会を運用するに当たって、お願い事が1点と意見があります。

お願い事は、12月に部会が設定されていますが、これを検討される資産の雪のない状況の写真等が最初に必要ではないかと思えます。例えば、私が部会のレジュメをもらったときに、どこを登録したいという項目が出てくると思うのです。それは、現地まで自分で見に行きたいと思うのです。妥当性があるかどうか、まず、現地を見るということを部会委員としてはしたいのです。

そうすると、雪があって景色が違うので、どうなっているのか、春の状況がわからない。雪がない状況がわからないので、そういった配慮をしてほしいというお願いです。

また、意見としては、先ほど岡本委員も言っていたように、まずやってみて、問題があれば、また審議会に戻して、それを穴埋めしていくような部会をやったら楽しそうですね。5人しかいないので、軽く話をしていって、何か問題があったらこちらに返して、また議論をしましょうということを進めたいと思えますので、皆さん、よろしく願います。

○西山会長 大変貴重なご意見でした。前者はもちろんだと思えますし、後者はちょっと明るくなってきた気がして、ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○片山委員 議事資料の3ページ目の登録の流れのところ、3点ほど確認というか、ご提案があるのですが、一つ目に、市民からの登録提案で、どういう情報が来てほしいかというところ、建造物とか、珍しさとか、価値をどこで判断するのかということにもよるのですが、景色とか物の価値は、その裏側にあるエピソードとか、所有者や地域が共有している思いみたいなもので違ってくるので、どこまで個人の歴史みたいなものをくみ上げる必要があるのかということは別ですが、提案のところ、そういう背景の情報も収集してはどうかと考えています。

また、登録審査というのは、数が多くなってきたり、瑣末なものが来てしまうと、事務局のほうでこの段階の審査をしていただかなければ、専門部会の議論も大変になってくるかもしれないのですが、まず、1回目なので、全て、専門部会のほうに、こういうものが上がってきたというのがばーっとあってもいいと思うのです。そうでないと、登録審査の事務局のほうで外れたものについては、どうして外れたのかという説明も提案してくれた市民のほうに返さなければいけないので、十分なフィードバックというか、どうしてダメだったかというご説明がその方に行くかどうかという心配があるのです。

ですから、1回目は、とりあえず全部見せてもらって、背景になっている情報もあわせ

て部会で見てみたいというか、話し合ってみてみたいというか、そう感じました。

○西山会長 ありがとうございます。

まず、一つ目の話は、背景情報となるものを最初の段階でできるだけ書き込んでおけば、市民の側から出てくると思っていますので、それを気にとめてきちっと考えておくということが大事だと思います。

二つ目は、今から制度、仕組みをつくる時は、わくわくしていいのですけれども、実際には、選ばれないものにどう落選理由を返すかというのは物すごく悩ましいのですよね。

ですから、私も自分がかかわる他のいろいろなものでも、返すときに、もともとこれが対象としているカテゴリー外ですというのは返しやすいのですけれども、何でこれがダメなのかというのは非常に難しい。もうちょっと頑張ったら次は行けますというメッセージで返す場合とか、これはそもそも無理です、あるいは、個人の商売みたいなもので利害関係で無理ですとか、排除する理由をいろいろと考えなければいけないので、そういう意味では、事務局である程度のフィルターをかけられてもいいとは思いますが、全てを見せて、一から議論するということです。部会委員から言っただけなのであれば、です。

そうすると、1回では終わらないだろうと思いますが、その辺は最初が大事なので、よろしくをお願いします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 補足と言いますか、市民の皆様方からの登録提案の制度なのですけれども、これは、活用促進景観資源の登録提案書という様式がありまして、その中に登録の提案理由を記載する場所があります。そこに一旦書いていただいて、その内容によっては、事務局からまた少しお話をお聞きするとか、そういったところで補完をしていければと考えております。

1回目には全て見せていただきたいということで、我々としてもやりたいところなのですけれども、実は、非常に申し上げづらいのですけれども、まだ制度が非常に知名度不足で、提案がない状態です。なので、初回は、どちらかというところ、札幌市からというものになってしまうかと思えます。ただ、次年度以降、周知を進めていって、その登録提案というものが増えてきた段階では、いただいたものについては全てお見せすることを検討していきたいと思えます。

○西山会長 議論をどうもありがとうございました。

大体予定している時間が参ったのですが、どうしても一言という方がおられましたら。

○岡本委員 景観について、今、対象物が明確なものとか、あと、まちのお祭り行為みたいなものも景観というお話をされて、そこで探してくる、見つけてくるというところだったと思うのですけれども、この間、知り合いに、あなた景観の関係で委員会に出ているのだよねと言われて、どうしたのですかと言ったら、J Rタワーに上ったときに、創世1.1.1区ができて、テレビ塔が見えなくなったのだと言われて、あれは景観と考えていていいのかと言われて、確かに、テレビ塔は札幌の象徴的なランドマークですし、J Rタワーか

ら見えなくなるというのは、結構微妙な話なのだろうと思います。そうすると、何かものがあるのではなくて、建っている場所、まちだと、高いところから見える景色も対象になるのではないかと思っています。

それを市民提案で書いて出せばいいですかねと思いました。

○西山会長 これは議論をすべきですね。私は余り勝手なことを言うてはいけませんけれども、やっぱり何が大切なのか、例えば、熊本市というのは、熊本城が市街地のあらゆる場所から必ず見えるようにということで、そういう立体規制をしているのです。そういう考えがはっきりすれば、行政的には取り組む例はあると思います。そういう意見が今まで出てこなかったわけですから、こういう機会に出すということで、ぜひ覆面投稿をしていただければと思います。

ありがとうございました。

○石塚委員 委員の皆様のお話を聞いていると、部会委員を引き受けないほうがよかったかなとだんだん気が重たくなってきています（談笑）。どういう位置づけで活用促進景観資源を捉えればいいのかというのを、いろいろチェックをして、適切なものを選んでいくというプロセスなのか、出てきたものをどう育てていくかというところに力を入れるものなのか、そこによって考え方や運用が全然違ってくると思うのです。

もう一つは、どういう形でそれが育っていくのかというプロセスが大切だと先ほどお話ししましたがけれども、そこがどこにも明記されていないとなると、ある意味、応援のしようもないというところがあって、そういう資源というのは、過去にも何とか百景とかいろいろな形で拾い上げて公表している取り組みがあるのですが、全て何の成果も得られていないと言うと語弊がありますがけれども、それで状況が変わることはなかったのです。

それで、私がお手伝いをした世田谷区の地域風景資産というのは、推薦する人自身が、その資源にどういう形でかかわって、それを育てていくのかということまで明記して、所有者の同意もとって初めて申請ができるということで、申請のハードルは高いのですけれども、そうすれば、それをどのような形で応援していけばいいのかということも非常に明確になって、もう何年も運用されていますけれども、数が増えたり、その資源が今までよりも磨きがかかって地域に根づいていっているという成果が上がっているのです。

ですから、単に選ぶという行為だけではないのではないかとこのところがずっとひっかかっている、それをどのような形で運用していけばいいのか、引き受けてしまったので、部会委員の皆さんで知恵を出し合って考えられればと思います。

あとは、市民から提案が一つも挙げられていないのは、告知が全然されていない状況に等しいので、そうなのではないかと思うのですが、ただ、告知したから増えるかということ、別の仕掛けが必要なのではないのかなという気がするのです。それは、こういう資源に登録されたらどうなるのかという。まさに資源の活用というよりは、この制度の活用がはっきりしないというところが、モチベーションを高めにくい要因なのかと思うのです。

例えば、全札幌市の中のマップと解説文、先ほどの片山委員のエピソードも含めて、市

民の気持ちに帰るような投げかけ方をする。

私がお手伝いをした小田原のふるさとの原風景百選では、ちゃんとした冊子としてそれをお返しして、読み物として見ていただけるものにしました。登録された後、それがどういう形で登録した人、あるいは、登録資源の所有者にプライドとして戻ってくるのかというところのプロセスデザインがとても重要ではないかなという気がしていますので、それも含めて、皆さん、背負い込む覚悟で頑張りましょうということです。

○西山会長 森川委員。

○森川委員 同じですけども、今、市民からの提案がないというのがちょっと気にかかりました。1回目がすごく大事だというのは、先ほどから会長もずっとおっしゃっていたとおりだと思うのです。1回目に、いろいろな幅広いものとか、どうやって活用していく可能性があるかということを含めてPRできるかどうかは結構大事になってくると思うので、大変だとは思いますが、告知と、記者PRみたいなものを作って、1回目に向けて少しムーブメントをつくるということを考えていただけないかと思います。

○西山会長 それでは、今の全てのご意見をしっかり記録に残していただいて、事務局としてご検討いただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、議事事項（2）札幌景観資産についてです。

本案件は、札幌市良好な景観の形成に関する取扱要綱第23条第1項に基づいて、特定の個人または法人等の権利利益にかかわる事項を取り扱うこととなりますので、以降の審議は非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○西山会長 異議がないということですので、申しわけございませんが、傍聴者の方は退席をお願いします。

〔傍聴者は退席〕

【 非 公 開 】

#### 4. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 長時間にわたるご審議を大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容のご確認をいただいた上で、非公開で行った部分を除き、ホームページにて公開となります。

また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の審議会は、日程調整の上、改めてご案内させていただきます。

それでは、以上をもちまして、平成30年度第2回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

平成30年度第2回札幌市景観審議会出席者

委員（11名出席）

岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
西山 徳明	北海道大学観光学高等研究センター 教授
石塚 雅明	(株)石塚計画デザイン事務所 顧問
窪田 映子	(株)KITABA 常務取締役
早川 陽子	(一社)北海道建築士会 情報委員会副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 (株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
田作 淳	市民
森川 潔	市民